

■令和 6 年度 八戸市健康福祉審議会 第 2 回健康・保健専門分科会 会議録

日 時	令和 7 年 1 月 22 日（水） 14：00～14：25
場 所	八戸市総合保健センター 1 階 大ホール
出席委員	工藤 清太郎 専門分科会長 小沢 久美子 副専門分科会長 熊坂 覚 委員 西野 祐希 委員 山本 恵鶴子 委員 以上 5 名
欠席委員	久保澤 麻衣子 委員、 河田 恭宏 委員 以上 2 名
事務局	秋山こども健康部長、工藤保健所長、北村保健所副所長兼保健総務課長、 大久保健康づくり推進課長、渡部健康推進 GL、十文字成人保健 GL、 沼岡副参事、佐藤保健師、坂下保健師、上山栄養士、齋藤保健師、 本道保健師 以上 12 名
オブザーバー	八戸労働基準監督署 課長 福士卓実氏
議 事	（１） 第三次八戸市健康増進計画（素案）のパブリックコメントの結果について （２） 第三次八戸市健康増進計画（最終案）について
結果概要	上記議事について報告・説明し、出席委員全員の了承を得た。 （以下、議事詳細）

▼会議内容

■ 次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - （１）第三次八戸市健康増進計画（素案）のパブリックコメントの結果について
 - （２）第三次八戸市健康増進計画（最終案）について
- 4 その他
- 5 閉会

■ 挨拶（工藤健康・保健専門分科会長）

工藤でございます。よろしくお願いいたします。先立ってというか平成 25 年ですね、第 2 次健康はちのへ 21 がありまして、それを受けての今回の第三次八戸市健康増進計画ということで名前が変わりまして、あと算用数字が漢数字に変わったということで何か力の入れ方がちょっとかなり力が入っているかなと思っておりますけれども、やはり青森県が非常に短命県でして、短命県返上というこのスローガンのもと八戸市も頑張っただけなくちゃいけないのかなというのはひしひしと伝わっております。

今回は事務局とか健康福祉審議会とかあと市民の方々の意見を取り入れた第三次八戸市健康増進計画の案の審議でございます。皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

■ 議事(1)

事務局から資料1を基に報告し、意見等なく了承された。

■ 議事(2)

事務局から資料2を基に第2回庁内検討会議の結果について報告し、その後、資料3～5を基に第三次八戸市健康増進計画（最終案）について説明した。意見等なく、事務局案のとおり承認された。

➤ 令和7年度からの健康づくり推進体制について

○ 議長（工藤健康・保健専門分科会長）

第三次計画では働き盛りの世代の健康づくりをより推進していくということで、市内の事業所で働く従業員の安全や健康を指導・監督する八戸労働基準監督署を来年度から新たな委員として就任していただきたいと考えておりますが皆さまいかがでしょうか。よろしいですか。

【委員からの承認】

○ 議長（工藤健康・保健専門分科会長）

どうもありがとうございます。それでは、せっかくですので、オブザーバーとしてご出席いただいております八戸労働基準監督署より、労働者のメンタルヘルス等について一言お願いいたします。よろしくお願いします。

○ オブザーバー（八戸労働基準監督署）

はい。改めまして八戸労働基準監督署安全衛生課長の福士と申します。本日はオブザーバーとして出席させていただきまして誠にありがとうございます。

それではメンタルヘルス対策について少しお話をさせていただきたいと思います。

現在、労働者の精神疾患による労災認定も毎年各労働基準監督署でありまして、八戸労働基準監督署においても今年度、少なくとも3人の方が労災に認定されております。メンタルヘルスの不調、うつなどがありますけれども、全国の中には自殺者もいるという状況でありますので精神障害がまずあるということでもあります。

そしてメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場ですけれども、先ほど市の資料にありました通り、取り組んでいる事業所の割合は約7割、3割は取り組んでいないという状況でありまして、うちストレスチェックを実施している事業場の割合ですけれども、7割より少し下がりにまして6割がストレスチェックに取り組んでいるという状況、4割の事業場は取り組んでいないという状況であります。

今後の流れですけれども、まずはメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を全国で80%以上にするということになっておりまして、先ほどの市の目標とも一致するものになっておりました。これは第14次労働災害防止計画というもので、決められ

ている目標でありまして、一致していて非常によかったなという風に思っているところであります。

それから、労働者が 50 人未満の事業場のストレスチェックの実施の割合については、50%以上にするという目標になっておりまして、これは第 14 次労働災害防止計画からですが、令和 9 年までの計画でありますので現在令和 7 年、令和 9 年において、ストレスチェックの実施する事業所の割合を 50%以上にする。日本の事業場の半分の事業場については、ストレスチェックを実施する事業所にするというものでございます。

定期健康診断については、ほぼ全事業場で労働者が実施をしておりまして、労働者が 1 人でもいる事業場については定期健康診断を実施しなければならないので、それに対してまずは目標として、ストレスチェックを実施する事業所の割合を 50%以上にするという目標を掲げていたところでありました。

最新の情報でございますけれども、今後の労働安全衛生対策についてということで、令和 7 年 1 月の労働政策審議会において、職場のメンタルヘルス対策の推進について、どのようにすべきかということでの意見集約でございますけれども、ストレスチェックについては、現在、労働者数 50 人以上の事業所については、ストレスチェックの実施が義務ですけれども、50 人未満の事業場については、努力義務でありました。これを大幅に見直し、全事業場においてストレスチェックの実施を義務にするということの案になっているところであります。見直しに当たっては 50 人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保することが適当という風に合わせて意見が出されていたところでありまして、これが施行され、スムーズに実施されるよう、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上になります。

- その他
特になし。

- 閉会